

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

活力に満ち、創造力あふれるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福島県、いわき市

3. 地域再生計画の区域

いわき市の全域

4. 地域再生計画の目標

いわき市は、福島県の太平洋側東南端に位置し、豊かな自然環境と温暖な気候風土に恵まれ、1,231 k㎡余りの広大な市域を有している。

特に、市域の約7割を森林が占めていることから、中山間地域の活性化は、本市の均衡ある発展にとって極めて重要である。

しかしながら、本市の中山間地域は、全体的に傾斜地が多く平坦地が少ないなどの自然的・社会的条件により農業の生産条件が不利なことから、農業の経営環境が極めて厳しい状況にあるとともに、林業も停滞している。そのため、都市部との生活利便性の格差等を背景として、人口の減少、高齢化が急速に進行しており、地域全体としての農林業生産力の低下、耕作放棄地や山林荒廃の増加のみならず、地域社会の維持さえも懸念される状況にある。

また、いわき市の道路網は、平地区の市街地を中心として放射八手状に整備されているが、中山間地域においては、これらを横に結ぶ道路が少ないこと、道路の未舗装区間や屈曲部、幅員の狭い箇所が多いことから、中山間地域における農林業の発展、人的交流、情報流通などに支障を来しており、道路網整備によるアクセス改善が急務となっている。

中山間地域は、単に農林産物の供給の場としてだけでなく、国土や自然環境の保全、水資源の涵養などの公益的な機能とともに、貴重な地域文化や伝統的な生活様式の継承など、多面的な機能を有しており、農林業の健全な生産活動の確保や快適な生活環境の創出等を通じて、定住の促進と地域社会の維持・発展を図ることが重要となっている。

こうした中山間地域の多面的機能を十分に発揮するためには、豊かな自然環境や美しい農村景観を保全することを基本に、地域の特性に応じた生産・生活基盤の整備を進め、快適な生活環境を創出するとともに、都市部との交流や多様な地域づくり活動を促進することにより、新たな産業の創出や就業機会の確保を図り、活力ある中山間地域の創造に努める必要がある。

このため、中山間地域における重要な生産・生活基盤となる広域農道、林道および市道の整備を総合的に推進し、道路ネットワークを構築することによって、生産・生活基盤の整備や都市部と中山間地域との交流活動の活性化が図られ、ひいては、活力に満ち、創造力あふれるまちづくりを行うこととする。

(目標1) 広域農道整備による集落間のアクセスの改善

(四ツ倉地区から小川地区への所要時間30分 15分)

(目標2) 林道整備による所要時間の短縮(林道茨線の走行所要時間20分 10分)

(目標3) 市道整備による所要時間の短縮(市道下高久上蔵持線の走行所要時間8分 4分)

(目標4) 市道整備等により、生活が便利と感じる市民の割合(現状値54.9%から、5%程度の増加)

(目標5) 中山間地域や沿岸地域に活力があると感じる市民の割合(現状値17.6%から、5%程度の増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

いわき市の四倉地区と小川地区の中山間地域を東西に結び、既存の道路とのネットワークにより環状線を形成する基幹農道「広域農道いわき地区」を集中的に整備するとともに、「大野第一地区」および「合戸地区」において経営体育成基盤整備事業を実施することにより、農業の振興、農産物の物流効率化、農業生産・経営基盤の強化および農村生活環境の整備を図る。

また、「林道広町入藪線」「林道吉沼川部線」「林道川上線」「林道茨線」および「林道割石大堀線」の舗装、「林道曲ブナ線」「林道鮫川線」および「林道椶合折松線」の改良、「林道雨降山線」の改築などを行うことにより、林道の走行性の向上を図り、森林整備の効率化につなげるとともに、森林整備事業の助成制度を活用することにより、下刈りや間伐等による適切な森林整備を積極的に支援し、林業の振興や森林レクリエーションの活性化を図る。

一方、市道の整備として、勿来地区のスポーツの拠点であり、年間を通じて多くの市民が利用する南の森スポーツパークへのアクセス道路として、「市道沼部・錦線」の整備を行い、スポーツレクリエーションの活性化を図り、市南部地区の地域振興に結びつける。

さらに、肥沃な農地と豊富な森林資源に恵まれた平上山口地区と、一般宅地造成事業により整備が進められている「いわきニュータウン」を結ぶ「市道下高久・上蔵持線」の整備を行い、農村部と都市部を結ぶ道路ネットワークを構築することにより、これらの地域の人的・物的交流を促進し、地域振興を図るものとする。

最後に、四倉地区の「市道岸前・中ノ目線」の整備を行うことにより、市内有数の稲作地域のひとつである塩木地区から四倉市街地へのアクセスを改善し、地域社会の振興を図る。

以上により、平地区の市街地を中心として放射八手状に整備されている道路を横に結びつけ、地域間交流を促進する道路ネットワークを構築することとする。

「広域農道いわき地区」(平成16年3月24日事業計画確定)

「市道沼部・錦線」(平成16年3月17日認定)

「市道下高久・上蔵持線」(昭和56年9月21日認定)

「市道岸前・中ノ目線」(昭和56年9月21日認定)

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- | | |
|-------------|------|
| ・市道(いわき市) | いわき市 |
| ・広域農道(いわき市) | 福島県 |
| ・林道(いわき市) | いわき市 |

[事業期間]

- ・市道（平成 17～21 年度）
- ・広域農道（平成 17～21 年度）
- ・林道（平成 17～21 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 2.410km、広域農道 2.916km、林道 10.700km
- ・総事業費 3,757,350 千円（うち交付金 1,821,580 千円）
 - 市町村道 822,000 千円（うち交付金 411,000 千円）
 - 広域農道 2,520,000 千円（うち交付金 1,260,000 千円）
 - 林道 415,350 千円（うち交付金 150,580 千円）

(5-3) その他の事業

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、「活力に満ち、創造力あふれるまちの形成」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

農林水産省の「経営体育成基盤整備事業」を活用し、農業生産・経営基盤の強化と農村生活環境の整備を図るため、「大野第一地区」および「合戸地区」において、ほ場整備を実施する。林野庁・福島県・いわき市の森林整備事業の助成制度を活用し、下刈りや間伐等による適切な森林整備を積極的に支援する。

いわきニュータウンの整備・分譲を促進する。

6. 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するものとする。

なお、目標 4 及び 5 については、市の事業等に対する市民の満足度等を調査する「いわき市市民意識調査」（平成 15 年度から、5 年毎に実施）の直近値をもって評価を行うものとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。

（添付資料）整備箇所図、地域再生区域図、工程表